

広島県告示第五百八十二号

令和元年広島県告示第五百四十二号（広島県立もみのき森林公園におけるロープ塔その他の設備の利用料金の範囲）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦